⑵　品名及び品番、並びにセット商品である場合にはその旨及びセットの内容
⑶～⑼　（略）
（チラシ等における必要表示事項）
第８条　売業者は、チラシ等において、スポーツ用品について販売価格を付して表示する場合には、当該チラシ等に、表示商品ごとに、次に掲げる事項を、施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。
⑴　（略）
⑵　品名及び品番、並びにセット商品である場合にはその旨及びセットの内容
⑶～⑺　（略）
（希望小売価格の表示基準）
第９条　製造業者等が、スポーツ用品について希望小売価格を表示する場合には、施行規則で定めるところにより表示するものとする。ただし、製造業者等が表示する希望小売価格は、販売業者の販売価格を拘束するものであってはならない。
（特定用語の使用基準）
第11条　事業者は、スポーツ用品の品質、性能、取引条件等について表示するに当たって、次の各号に掲げる用語を使用する場合には、当該各号に定めるところによらなければならない。
⑴　完全を意味する用語
「完全」、「完璧」、「パーフェクト」、「絶対」、「100パーセント」、「万全」等全く欠けるところがない意味の用語は、断定的に使用してはならない。
⑵　（略）
⑶　最上級を意味する用語
「最高」、「最大」、「最小」、「最高級」、「超」、「最適」等最上級を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的根拠がある場合以外は使用することができない。
⑷・⑸　（略）

⑵　品名及び品番、並びにセツト商品である場合にはその旨及びセツトの内容
⑶～⑼　（略）
（チラシ等における必要表示事項）
第８条　売業者は、チラシ等において、スポーツ用品について販売価格を付して表示する場合には、当該チラシ等に、表示商品ごとに、次に掲げる事項を、施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。
⑴　（略）
⑵　品名及び品番、並びにセツト商品である場合にはその旨及びセツトの内容
⑶～⑺　（略）
（希望小売価格の表示基準）
第９条　製造業者等が、スポーツ用品について希望小売価格を表示する場合には、施行規則で定めるところにより表示するものとする。ただし、製造業者等が表示する希望小売価格は、販売業者の販売価格を拘束するものであつてはならない。
（特定用語の使用基準）
第11条　事業者は、スポーツ用品の品質、性能、取引条件等について表示するに当たつて、次の各号に掲げる用語を使用する場合には、当該各号に定めるところによらなければならない。
⑴　完全を意味する用語
「完全」、「完ぺき」、「パーフエクト」、「絶対」、「100パーセント」、「万全」等全く欠けるところがない意味の用語は、断定的に使用してはならない。
⑵　（略）
⑶　最上級を意味する用語
「最高」、「最大」、「最小」、「最高級」、「超」等最上級を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的根拠がある場合以外は使用することができない。
⑷・⑸　（略）

⑹　斬新性を意味する用語
「新製品」、「新発売」、「ニュー」等斬新性を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的根拠がある場合以外は使用することができない。
（特定事項の表示基準）
第12条　事業者は、スポーツ用品について、次の各号に掲げる事項を表示する場合には、当該各号に定めるところによらなければならない。
⑴　認定等の表示
スポーツ用品の品質、規格、性能等について公共的機関その他スポーツ団体等の認定、検定、推薦等を受けた旨の表示は、具体的根拠がある場合に限り用いることができる。
⑵　著名人の推薦等の表示
有名スポーツ選手等著名の者が特定のスポーツ用品を推薦又は使用している旨の表示は、具体的根拠がある場合に限り用いることができる。
⑶　（略）
（ステルスマーケティングの禁止）
第16条　事業者は、自己の供給するスポーツ用品について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められる表示をしてはならない。
（スポーツ用品公正取引協議会の設置）
第17条　（略）
２　公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及び事業者の団体をもって構成する。
（違反に対する調査）
第19条　（略）
２　（略）
３　公正取引協議会は、第１項の調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

⑹　斬新性を意味する用語
「新製品」、「新発売」、「ニユー」等斬新性を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的根拠がある場合以外は使用することができない。
（特定事項の表示基準）
第12条　事業者は、スポーツ用品について、次の各号に掲げる事項を表示する場合には、当該各号に定めるところによらなければならない。
⑴　認定等の表示
スポーツ用品の品質、規格、性能等について公共的機関その他スポーツ団体等の認定、検定、推せん等を受けた旨の表示は、具体的根拠がある場合に限り用いることができる。
⑵　著名人の推せん等の表示
有名スポーツ選手等著名の者が特定のスポーツ用品を推せん又は使用している旨の表示は、具体的根拠がある場合に限り用いることができる。
⑶　（略）

第16条　削除

（スポーツ用品公正取引協議会の設置）
第17条　（略）
２　公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及び事業者の団体をもつて構成する。
（違反に対する調査）
第19条　（略）
２　（略）
３　公正取引協議会は、第１項の調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもつて警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。